

介護老人保健施設 ふれ愛の里  
短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）運営規程

（主旨）

第1条 社会福祉法人豊生会が開設する介護老人保健施設ふれ愛の里（以下「当施設」という。）において実施する短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）は、要介護状態（介護予防短期入所療養介護にあつては要支援状態）と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

（運営の方針）

第3条 当施設では、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、利用者の身体機能の維持向上を目指すとともに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、利用者が可能な限り居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努めるものとする。

- 2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
- 3 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 4 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携を図り、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努めるものとする。
- 5 当施設では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努めるものとする。
- 6 当施設は、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

（施設の名称、所在地等）

第4条 当施設の名称、所在地等は次のとおりとする。

- |             |                       |
|-------------|-----------------------|
| （1）施設名      | 介護老人保健施設 ふれ愛の里        |
| （2）開設年月日    | 平成10年9月1日             |
| （3）所在地      | 秋田県秋田市豊岩小山字中山216番地27  |
| （4）電話番号     | 018-888-8201          |
| FAX番号       | 018-888-8205          |
| （5）管理者名     | 寺田 俊夫                 |
| （6）介護保険指定番号 | 介護老人保健施設（0550180129号） |

(従業者の職種、員数)

第5条 当施設の従業者の職種及び員数は、介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員に関する基準」及び「指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営に関する基準」に基づき、次のとおりとする。

(1) 管理者	1人
(2) 医師	1人以上
(3) 薬剤師	1人以上
(4) 看護職員	10人以上
(5) 介護職員	30人以上
(6) 支援相談員	3人以上
(7) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士	5人以上
(8) 栄養士又は管理栄養士	2人以上
(9) 介護支援専門員	1人以上
(10) 事務員	

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当施設従業者の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 薬剤師は、医師の指示に基づき調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理する。
- (4) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか、利用者の短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画に基づく看護を行う。
- (5) 介護職員は、利用者の短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画に基づく介護を行う。
- (6) 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携を図る。
- (7) 理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士は、医師、看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- (8) 管理栄養士及び栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理、食事相談を行う。
- (9) 介護支援専門員は、利用者の短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画の原案を立てるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。
- (10) 事務員は、施設運営に必要な事務を行う。

(利用定員)

第7条 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の利用定員は、空床利用型の15人とする。

(事業の内容)

第8条 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画に基づいて、利用者の病状及び心身の状況に照らして行う適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の世話及び栄養管理をする。

2 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画に基づき、重要事項説明書の「利用料金一覧表」に記載の加算項目を実施する。

(利用料その他の費用の額)

第9条 利用料の額は、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準によるものとし、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）サービスが法定代理受領サービスであるときは、「介護保険負担割合証」に基づく負担額並びに食費及び居住費の額とする。

- 2 利用者が介護保険給付外の希望するサービスの提供を受けたときは、その他の費用として、別紙重要事項説明書に記載した利用料の支払いを受ける。
- 3 国が定める負担限度額段階（第1段階から3段階まで）の利用者の食費及び居住費の自己負担額は、重要事項説明書に記載のとおりとする。

(通常の送迎の実施地域)

第10条 通常の送迎の実施地域は、秋田市とする。

(身体の拘束等)

第11条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。ただし、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

- 2 当施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次の措置を実施する。
  - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う委員会を含む。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
  - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(虐待の防止等)

第12条 当施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(褥瘡対策等)

第13条 当施設は、褥瘡の発生を防止するため、次の措置を実施する。

- (1) 褥瘡の発生を防止するための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について看護職員及び介護職員並びにその他の従業者に周知徹底を図る。
- (2) 褥瘡対策のための指針を整備する。
- (3) 看護職員及び介護職員並びにその他の職員に対し、褥瘡予防に関する研修を実施する。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第14条 当施設の利用に当たっての留意事項は、以下のとおりとする。

- (1) 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事とすること。
- (2) 利用者が外出・外泊を希望する場合は、所定の手続きにより施設長の許可を得ること。

- (3) 面会は、事前に施設長の許可を得て、施設長の定める方法及び時間により行うこと。
- (4) 施設内の居室、設備、備品等の使用は、本来の用法に従って使用すること。
- (5) 所持品・備品等の持ち込みは、必要最小限とすること。
- (6) 金銭・貴重品は、利用者の責任において管理すること。
- (7) 外泊時等に施設外での受診はできないこと。ただし、緊急やむを得ない場合は、事前に施設に連絡し、承認を得ること。

(施設内の禁止行為)

第15条 利用者及び従業者は、施設内で次の行為をしてはならない。

- (1) 飲酒をすること。
- (2) 火気を用いたり、喫煙すること。
- (3) 営利行為、宗教活動又は政治活動をすること。
- (4) ペットを持ち込み又は飼育すること。
- (5) 他の利用者の迷惑となる行為をすること。

(非常災害対策)

第16条 当施設は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

- 2 当施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第17条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する短期入所療養介護（予防短期入所療養介護）サービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 当施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 当施設は、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第18条 当施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じるものとする。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する。
- (3) 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

- 2 当施設は、利用者に対する短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 3 当施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。
- 4 当施設は、利用者に対する設短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）サービスの提

供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害を賠償する。

(職員の質の確保)

第19条 当施設従業者の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

- 2 当施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(衛生管理)

第20条 利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の措置を実施する。
  - (1) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
  - (3) 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。
  - (4) 「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

(守秘義務)

第21条 従業者は、正当な理由なく業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を第三者に漏らしてはならない。

- 2 当施設は、退職者などが正当な理由なく業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を第三者に漏らさないよう必要な措置を講じる。
- 3 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）サービスを利用するための市町村、居宅介護支援事業者及び介護保険事業者への情報提供又はは適切な在宅医療のための医療機関等への医療情報の提供については、あらかじめ文書により利用者の同意を得る。

(その他運営に関する重要事項)

第22条 施設内の見やすい場所に運営規程の概要、当施設従業者の勤務体制、協力病院、利用料の額、苦情処理の対応、プライバシーポリシーを掲示する。

- 2 当施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人豊生会理事長と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和6年3月1日から施行する。